

### 支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、基金「支払調書」、国保「合計書」・「合計表（後期高齢者）」からの簡便な転記でもよい。

今年から従来の支払基金同様、国保連合会「合計書」・「合計書（後期高齢者医療）」は、12月診療分当座口振込通知書に同封され2月25日ごろ送付される。

#### 【表面 記入上の留意点】(表5)

#### 「社会保険診療報酬」欄

##### 「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㉗「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する（表示点数には高齢受給者および公費併用分を含む）。

㉘「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書（表1）の「12」生保算定額を点数化し、年間点数合計を記入する。

##### 「②国民健康保険診療報酬」

㉙「小計 決定点数」……「合計書」と「合計書（後期高齢者医療）」各々の合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㉚「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「社会保険診療報酬」欄「④計」に記入する。

㉛介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書（合計書）」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。

##### 「自由診療の収入等」欄

㉜「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㉝「⑤計 収入金額（E）」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㉞「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表6 平成21年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

科目		決算額	科目		決算額	科目		決算額
収入金額		① 45,607,880	消耗品費	⑰ 508,256	貸倒引当金		⑳ 〇	
売上原価	期首棚卸高	② 400,000	減価償却費	⑱ 1,735,915				
	仕入金額	③ 3,857,201	福利厚生費	⑲ 632,504				
	小計 ② + ③	④ 4,257,201	給料賃金	⑳ 4,126,100				
	期末棚卸高	⑤ 590,000	外注工賃	㉑ 〇				
	差引原価	⑥ 3,667,201	利子割引料	㉒ 670,496				
			⑦ 41,940,679	地代家賃	㉓ 3,346,780			
差引金額 ①-⑥		⑦ 41,940,679	貸倒金	㉔ 〇	計		㉖ 37	
経費	租税公課	⑧ 25,500	研究図書費	㉕ 205,590	専従者給与		㉘ 4,800,000	
	荷造運賃	⑨ 〇	諸会費	㉖ 497,443	貸倒引当金		㉙ 〇	
	水道光熱費	⑩ 474,649	保険技工料	㉗ 2,653,810	措置法差額		㉚ 1,159,667	
	旅費交通費	⑪ 537,142	自費技工料	㉘ 1,693,680	計		㉜ 42	5,959,667
	通信費	⑫ 772,591	リース料	㉙ 560,325	控除前所得		㉝ 43	14,402,816
	広告宣伝費	⑬ 480,485	衛生管理費	㉚ 539,438	青色特別控除		㉞ 44	100,000
	接待交際費	⑭ 1,015,365	雑費	㉛ 870,226	所得金額		㉟ 45	14,302,816
	損害保険料	⑮ 80,810	計	㉜ 21,578,196	(㉝-㉞)			
	修繕費	⑯ 151,091	差引金額	㉝ (㉜-㉝)				
			⑰ 20,362,483					

### 固有経費の区分対応方式

＜事例＞  
本事例での青色申告決算書は次のとおり(表6)。

社会保険診療収入	37,058,620円
自由診療の収入等	8,549,260円
<b>収入合計</b>	<b>45,607,880円</b>

#### 必要経費合計(⑥+⑳)

第三種事業税	25,245,397円
外注技工料合計	4,347,490円
保険技工料	2,653,810円
自費技工料	1,693,680円
専従者給与	4,800,000円

表7 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

#### 3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分  
イ 一般経費分  

$$\left( \begin{matrix} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑳)} \end{matrix} \right) 25,245,397 \text{円} - \begin{matrix} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分に明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{matrix} 4,372,990 \text{円} \times \begin{matrix} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑥又は㉗)} \end{matrix} 14.06\% + \begin{matrix} \text{左の㉗のうち自由診療} \\ \text{分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{matrix} 1,719,180 \text{円} = \begin{matrix} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{matrix} A 4,653,840 \text{円}$$

(注) ㉗の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分  
 (イ) 専従者給与  

$$\begin{matrix} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の㉘)} \end{matrix} 4,800,000 \text{円} \times \begin{matrix} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑥又は㉗)} \end{matrix} 14.06\% = \begin{matrix} \text{自由診療分の専従者} \\ \text{給与の金額} \end{matrix} B 674,880 \text{円}$$

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額  

$$\begin{matrix} \text{12月31日現在の自由診療分} \\ \text{一括評価による貸倒引当金の合計額} \end{matrix} \text{円} \times \frac{55}{1,000} = \begin{matrix} \text{自由診療分の一括評価に} \\ \text{よる貸倒引当金繰入額} \end{matrix} C \text{円}$$

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額  

$$\begin{matrix} \text{退職給与引当金} \\ \text{勘定への繰入額} \end{matrix} \text{円} \times \begin{matrix} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑥又は㉗)} \end{matrix} \% = \begin{matrix} \text{自由診療分の退職給与} \\ \text{引当金勘定への繰入額} \end{matrix} D \text{円}$$

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分  
イ 一般経費分  

$$\begin{matrix} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑳)} \end{matrix} 25,245,397 \text{円} - \begin{matrix} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{matrix} 4,653,840 \text{円} = \begin{matrix} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{matrix} E 20,591,557 \text{円}$$

ロ 特典経費分  

$$\left\{ \begin{matrix} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の㉘)} \end{matrix} 4,800,000 \text{円} - \begin{matrix} \text{Bの金額} \\ \text{674,880円} \end{matrix} \right\} + \left\{ \begin{matrix} \text{退職給与} \\ \text{引当金繰入額} \end{matrix} \text{円} - \begin{matrix} \text{Dの金額} \\ \text{円} \end{matrix} \right\} + \left\{ \begin{matrix} \text{一括評価による貸倒引当金} \\ \text{繰入額(決算書の「貸倒引} \\ \text{当金繰入額の計算」の㉜)} \end{matrix} \text{円} - \begin{matrix} \text{Cの金額} \\ \text{円} \end{matrix} \right\} - \left\{ \begin{matrix} \text{一括評価による貸倒} \\ \text{引当金繰戻額} \end{matrix} \text{円} - \begin{matrix} \text{自由診療分の一括評価} \\ \text{による貸倒引当金繰戻額} \end{matrix} \text{円} \right\} = \begin{matrix} \text{社会保険診療分の} \\ \text{特典経費の合計額} \end{matrix} F 4,125,120 \text{円}$$

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額  
 右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた㉝率及び㉞加算額を次の算式に当てはめて計算してください。  

$$\begin{matrix} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の㉙+㉚)} \end{matrix} 37,058,620 \text{円} \times \begin{matrix} \text{速算表の} \\ \text{㉝率} \end{matrix} 62\% + \begin{matrix} \text{速算表の} \\ \text{㉞加算額} \end{matrix} 2,900,000 \text{円} = \begin{matrix} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{matrix} G 25,876,344 \text{円}$$

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額  

$$\begin{matrix} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額(Gの金額)} \end{matrix} 25,876,344 \text{円} - \begin{matrix} \text{社会保険診療分の原価及び経費と} \\ \text{特典経費の合計額(E+Fの金額)} \end{matrix} 24,716,677 \text{円} = \begin{matrix} \text{差額} \end{matrix} H 1,159,667 \text{円}$$

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。

#### 【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	㉝率	㉞加算額
2,500万円以下	72%	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円